

施策 2

気づき支えあう地域づくりへの支援と
複雑で困難な課題への包括的な相談支援



1 地域づくり支援

2-1-①	地域づくり支援事業	担当課	地域活動支援課
<p>1 事業概要</p> <p>地域づくり支援は、住民が主体的に地域の中で行っている活動の支援や、地域の中のネットワークづくりを行うなど、新宿社協が地域住民や団体、関係機関とともに支えあいの地域づくりを推進していく取り組みです。</p> <p>地域の多様な生活課題を受け止め、つなぎ、包括的な相談支援を行うために、自立相談支援事業(個別事業 2-2-①)などの「暮らしの相談支援」と一体的に地域づくり支援を行います。車椅子や地域行事用機材、福祉体験用機材の貸出も行い、地域の支えあい活動を推進します。</p> <p>各地区に地区支援担当を配置し、ボランティア・市民活動センター、東分室、6つのコーナー(笹筒町・若松町・大久保・落合第一・落合第二・柏木)を拠点に地域づくり支援を展開します。</p>			
<p>2 取り組みの方向性</p> <p>(1)ずっと暮らしていけると感じられる、気づき支えあう地域を目指して、多様な支えあいや支援体制が育まれる地域づくりを行います。そのために、地区支援担当は個別支援から地域支援のコーディネート、関係機関などとの連携を行いながら、地域活動を進めます。</p> <p>(2)地域の多様な生活課題を受け止め、包括的な相談支援を重ね、住民や専門職が気軽に交流や相談できる場、地域課題を知る機会を作るなど、分野を超えた多様なネットワークによる地域課題の解決を図ります。</p> <p>(3)地域行事用機材、福祉体験用機材の貸出をきっかけに関係をつくり、新宿社協の取り組みや地域活動への理解を深め、貸出団体などが地域の支えあいの取り組みに参画するよう、地区支援担当が地域のつなぎ目となります。</p>			
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度
	相談対応した件数	900件	1,000件
	車椅子・地域行事用機材の貸出件数	600件	630件
4 令和6年度予算額	自主	1,799,000 円	

※2-1-② 生活支援体制整備事業は、36ページに掲載

2 暮らしの相談支援

2-2-①		自立相談支援事業		担当課	地域活動支援課
<p>1 事業概要 社会的孤立、経済的困難、単身高齢世帯の増加、8050問題などを背景とした、一つの支援制度だけでは解決が難しい複合的な課題を抱える人に対し、自立相談支援と家計改善支援を行います。区や関係機関との連絡調整及び、事業間の調整を図り、地域のつながりづくりや支援ネットワークとの協働を通じて、生活課題の受け止めと包括的な支援を行います。</p>					
<p>2 取り組みの方向性 (1)相談者が抱えている課題を適切に評価・分析(アセスメント)した結果を踏まえ、支援に向けたプランを作成し自立相談支援及び家計相談支援を行います。 (2)暮らしの相談支援、地域づくり支援、成年後見相談などで把握した複合的な課題を抱える人に対して、地区支援担当、専門機関、地域の活動者・団体と協働・連携し、支援ネットワークを展開することで、包括的な相談支援を行います。 (3)貸付(緊急小口資金・総合支援資金)利用者などに対し、生活状況の確認を行い、貸付後も生活課題の解決が難しい世帯の生活再建につながるよう支援します。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)		令和6年度	令和10年度	
	延べ相談件数		130件	180件	
	利用申込件数		10件	15件	
4 令和6年度予算額			区委託	13,983,000 円	

2-2-②		生活福祉資金貸付事業		担当課	地域活動支援課
<p>1 事業概要 所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯、失業などにより困窮する世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする事業です。貸付資金としては、教育支援資金、福祉資金福祉費(出産・葬祭、転宅、療養、災害、就職支度、生業、技能習得)、緊急小口資金、総合支援資金があります。高齢者世帯を対象に、保有する不動産を担保に生活資金を貸し付ける不動産担保型生活資金も実施します。 新型コロナ特例貸付(令和2年3月25日から令和4年9月末まで申請受付)については、償還開始後も困窮状態が続く世帯などへ支援を継続します。 本則及び特例の両貸付において、生活全体をとらえた相談支援とフォローアップ支援を実施します。</p>					
<p>2 取り組みの方向性 (1)世帯の自立と生活の安定に向けた相談支援と、必要な貸付を行います。複合的な課題を抱え償還困難な状態にある借受世帯や相談者には、他事業及び関係機関と連携し、総合的に支援します。 (2)新型コロナ特例貸付のフォローアップ支援では、償還・償還免除・償還猶予などに係る相談に対応するとともに、借受世帯の課題や実態を把握し、個々の状況に応じた支援を行います。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)		令和6年度	令和10年度	
	貸付実績		10件	15件	
	新規相談件数		1,500件	2,000件	
4 令和6年度予算額			東社協委託(本則)	13,258,000 円	
			東社協委託(特例)	29,880,000 円	

第2章

2-2-③		受験生チャレンジ支援貸付事業		担当課	地域活動支援課
1 事業概要					
<p>中学3年生または高校3年生などで、進学を希望する子がいる一定所得以下の世帯に対し、学習塾などの受講費用、高校や大学などの受験費用にかかる相談及び貸付を行います。貸付金は高校、大学などに入学し、所定の手続きを経て償還免除されます。</p>					
2 取り組みの方向性					
<p>(1)本事業がより広く認知され、該当世帯の確実な利用につながるよう、区や教育委員会などと連携しながら、あらゆる機会、場所を捉えて周知を継続していきます。</p> <p>(2)借入申込者の制度理解に合わせた申請支援を行い、世帯状況を把握し、学費支援制度の検討が必要な世帯には、本事業の申請支援にとどまらないきめ細かな相談対応を行います。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)		令和6年度		令和10年度
	貸付実績		210件		230件
	関係機関などへの周知件数		30件		40件
4 令和6年度予算額			区委託	9,500,000 円	

2-2-④		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業		担当課	地域活動支援課
1 事業概要					
<p>母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受ける人が対象となる「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金」及び、児童扶養手当の支給を受け、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている人が対象となる「ひとり親家庭住宅支援資金」の貸付を行います。</p> <p>「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金」は、入学準備金及び、就職準備金の貸付です。「ひとり親家庭住宅支援資金」は、住居の借り上げに必要な資金の貸付です。</p> <p>両資金ともに、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とし、要件を満たした場合、申請により返済債務額が全額免除されます。</p>					
2 取り組みの方向性					
<p>区子ども家庭課と連携して制度周知を図り、利用世帯への継続的で総合的な支援を行います。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)		令和6年度		令和10年度
	貸付実績		3件		3件
4 令和6年度予算額			東社協委託	10,000 円	

2-2-⑤		応急小口資金貸付事業		担当課	地域活動支援課
1 事業概要					
<p>区の補助金を社会福祉法人新宿区社会福祉協議会応急小口資金貸付基金として管理し実施している事業です。緊急かつ一時的に資金を必要として、一般の金融機関など、他からの借り入れが困難な世帯に対し、必要とする資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、複合的な課題の解決への支援となる事業です。</p>					
2 取り組みの方向性					
<p>(1)相談支援と資金の貸付により生活再建や生活意欲を高めるとともに、貸付後、返済完了までの継続的な支援を自立相談支援事業(個別事業 2-2-①)などと連携して行います。また、滞納者には早期に適切なフォローを行い、生活の安定が図れるよう支援します。</p> <p>(2)相談者の課題の把握と貸付の必要性を丁寧にアセスメントし、申請から貸付までを迅速に行えるよう職員間の情報共有による複数職員対応の体制をつくります。</p> <p>(3)関係行政機関や、他事業で受けた相談から事業利用へとつながるよう、周知を行います。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)		令和6年度		令和10年度
	償還率		80%		90%
	自立相談支援事業など他機関との連携による貸付件数		5件		10件
4 令和6年度予算額			自主/区補助	17,580,000 円	

3 成年後見・権利擁護の推進

2-3-①		成年後見制度利用推進事業		担当課	成年後見センター
1 事業概要					
<p>認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守り、地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の利用推進を図り、地域福祉権利擁護事業(個別事業 2-3-③)及び法人後見事業(個別事業 2-3-②)と連携し、相談・支援を行います。また、地域連携ネットワークの中核機関として、関係機関などと連携を図りながら、制度が必要な人への利用促進のため、相談支援、地域への制度の普及啓発、後見人などの支援及び市民後見人の養成を推進します。</p>					
2 取り組みの方向性					
<p>(1)複雑で困難な課題があるケースを包括的に支援するため、他事業の相談支援事業との連携を一層密にし、関係機関との連携強化及び広い視野での地域との連携の拡充を図り、成年後見センターとして積極的に相談支援に取り組みます。</p> <p>(2)住民にとって身近で活用しやすい成年後見・権利擁護の相談窓口を目指し、意思決定支援の視点を大事に本人が望む形で、成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう相談支援に取り組みます。</p> <p>(3)国の第二期成年後見制度利用促進基本計画及び区の地域性や状況を踏まえ、気づき支えあう地域づくりの視点を持ちながら、市民後見人の活躍機会の拡充、適切な後見制度利用と後見活動の支援などを進めるとともに、地域連携ネットワークにおける中核機関としてコーディネート機能を強化します。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)		令和6年度		令和10年度
	相談者数		2,700件		2,800件
4 令和6年度予算額			区委託	74,301,000 円	

2-3-②		法人後見事業	担当課	成年後見センター
<p>1 事業概要 新宿社協が法人として、成年後見人等、任意後見人及び後見等監督人となる「法人後見」を実施しています。 地域福祉推進の主体として区民に認知され、地域で一定の信頼を得ている新宿社協が、法人後見を行うことで成年後見制度利用の一層の促進を図るとともに、新宿社協が有する経験やネットワークを活かした支援を行います。また、地域住民が「法人後見協力員」として活動することで、住民主体の地域福祉の更なる推進を図ります。</p>				
<p>2 取り組みの方向性 (1)本事業の周知については、引き続き区報や新宿社協の広報媒体を活用するとともに、任意後見事業については新宿社協による受任に限らず、同事業をきっかけとして自身の将来などについて不安を持つ相談者に対し、他事業や地域の社会資源などを含め、相談内容に応じ適切な事業・制度につなげられるようにします。 (2)国の第二期成年後見制度利用促進基本計画において優先取り組み事項の一つとして挙げられている「担い手の確保・育成の推進」に係る新宿社協以外の法人後見実施団体への支援について、今後東京都が定める育成方針などの動向を確認しながら進めていきます。 (3)法人後見業務で得た知見を、市民後見人の法人後見監督業務や相談業務に活用し、より一層具体的な助言・指導を行います。</p>				
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度	
	年度末受任件数 (法定・任意累計)	23件	26件	
	後見人等活動状況 (法定・任意)	2,000件	2,500件	
4 令和6年度予算額		自主/区補助	24,050,000 円	

2-3-③		地域福祉権利擁護事業	担当課	成年後見センター
<p>1 事業概要 認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守り、地域で安心して生活を継続できるよう、事業の利用推進を図り、成年後見制度利用推進事業[区委託事業](個別事業 2-3-①)及び法人後見事業(個別事業 2-3-②)と連携し、相談・支援を行います。本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関しての相談を中心に、必要に応じて日常的な金銭管理の援助、通帳・印鑑などの預かりを行います。支援にあたっては地域住民が生活支援員となって、職員、関係機関などと連携を図りながら、本人を中心とした支援ネットワークの形成を進めます。</p>				
<p>2 取り組みの方向性 (1)今後も増加が予測される判断能力が十分でない人に対し、日常生活の範囲内で支援する事業として活用してもらえるよう、事業の理解を促進します。関係機関、金融機関のほか、特に対象者を身近で見守る地域住民に向けた事業の周知を進めます。 (2)他事業や関係機関との連携強化を進め、利用者の判断能力の低下を的確に掴み、市民後見人による受任の可能性も視野に適切な時期に成年後見制度へ移行できるよう支援を行います。 (3)安定的かつ継続的な事業展開を行うため、地域住民による事業の担い手である生活支援員の確保と、新型コロナの影響により十分に行えなかった職員と生活支援員の連携の強化を図ります。また、東京都社会福祉協議会からの事業委託費の動向、生活支援員への報酬増額、生活保護受給利用者(利用料免除)増により利用料増収が困難などの状況を受け、財政的に安定して継続できるよう、関係機関と協議・調整します。</p>				
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度	
	新規相談件数	170件	190件	
	延契約件数	140件	150件	
4 令和6年度予算額		東社協委託等	33,538,000 円	

4 避難者支援

2-4		避難者支援		担当課	地域活動支援課
1 事業概要 2011年3月の東日本大震災以後、引き続き区内の避難者に対して、生活の安定化に向けた情報提供や相談支援を行うとともに、地域コミュニティの中で、避難者同士及び地域住民との交流の場づくり、関係づくりを支援します。					
2 取り組みの方向性 (1)区内の避難者数は、避難先での定住、避難元への帰還により、漸減していますが、情報紙の戸別配布を継続し、避難者の現状把握と関係各県との連携による支援を継続します。 (2)避難者も地域で暮らす生活者として捉え、地元の町会・自治会や関係機関と連携し、避難者が暮らす地域全体を対象に地域活動の支援を行います。 (3)新宿区民となった被災者の状況把握や継続支援について、区内関係各課及び被災県と連携し対応していきます。 なお、「第2期復興・創生期間」(令和3～7年度)以降の本事業の継続については、都の動向を踏まえ対応します。					
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度		令和10年度	
	情報紙の戸別配布実施回数	12回		12回	
4 令和6年度予算額		東社協補助	5,366,000 円		